

広島県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十七年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
一般財団法人 広島結核予防協会住吉浜病院	財団法人 広島結核予防協会住吉浜病院	呉市下蒲刈町下島二四九八	平成二六年四月一日
医療法人 ささき小児科医院	医療法人 梶山小児科医院	尾道市西御所町二一九	平成二五年二月一日
社会医療法人社団陽正会 北川クリニック	医療法人社団みのり会 北川クリニック	府中市元町四三番地の一	平成二六年二月一日
医療法人社団山路会 山野上内科クリニック	医療法人社団山路会 山野上消化器・内科	安芸郡海田町稻荷町七一五	平成二六年八月一日